平成２５年（フ）第２８１号
相模原市中央区上溝５丁目１番９―404号
債務者　野見山直子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２８６号
相模原市中央区田名4743番地１　ガーデンヒルズ堀ノ内201
債務者　須田優美子（旧姓新井田）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９６号
相模原市緑区町屋３丁目７番16号　エクセレントハイツ101号
債務者　森　　晴幸
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５４号
新潟県三条市東大崎１―４―５、住民票上の住所新潟県三条市荒町２丁目19番３号
債務者　宮島　教次
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７７号
新潟県新発田市住吉町４丁目４番３号
債務者　齋藤　　毅
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第７８号
新潟県阿賀野市笹岡1752番地143
債務者　若木　明子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８４号
新潟県阿賀野市山口町２丁目２番66号
債務者　中村　壽男
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８６号
新潟県新発田市新栄町１丁目９番24号　ブレストン・コート103
債務者　佐藤　秀哉
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２９８号
静岡県沼津市東熊堂463番地の５　モア・マノアール101
債務者　髙相喜代枝
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
静岡県三島市梅名598番地の14
債務者　須田　忠義
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
東京都板橋区蓮根２丁目１番４号ロータスハウス405、前住所大阪府柏原市法善寺３―746アーバンライフＴ’Ｓ106号室、住民票上の前住所大阪府東大阪市若江北町２丁目２番11号
債務者　兒玉　正彦
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
堺市堺区中向陽町１丁１番９号コーポ河中302号
債務者　森　　祐希
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８９号
大阪府羽曳野市島泉９丁目11番11―605号
債務者　大橋　正義（旧姓灰谷）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９９号
堺市東区野尻町48番地グランディ白鷺103号
債務者　松林　結香
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２２号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西４丁目２番30号
債務者　小澤利津子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２６号
大阪府河内長野市清見台５丁目３番24号
債務者　笠原　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３５号
堺市西区浜寺船尾町西２丁91番地　古藤住宅13号
債務者　中崎　明広（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３８号
堺市南区城山台２丁１番13―107号
債務者　杉村はるみ
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係